

(第11号議案)

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改正案	現行																				
<p>第1条 (略)</p> <p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員の議員報酬の月額(以下「議員報酬月額」という。)は、次の表のとおりとする。ただし、2以上の職に在職するときは、多い方の額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>議長</td> <td style="text-align: right;">891,300円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td style="text-align: right;">755,200円</td> </tr> <tr> <td>委員長</td> <td style="text-align: right;">647,100円</td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td style="text-align: right;">617,800円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の議員</td> <td style="text-align: right;">588,300円</td> </tr> </table> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には<u>100分の165</u>、12月に支給する場合には<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、次項に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～12 (略)</p> <p><u>13 平成29年3月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、「100分の37」とする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、平成29年3月1日から施行する。</u></p>	議長	891,300円	副議長	755,200円	委員長	647,100円	副委員長	617,800円	上記以外の議員	588,300円	<p>第1条 (略)</p> <p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員の議員報酬の月額(以下「議員報酬月額」という。)は、次の表のとおりとする。ただし、2以上の職に在職するときは、多い方の額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>議長</td> <td style="text-align: right;">889,600円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td style="text-align: right;">753,700円</td> </tr> <tr> <td>委員長</td> <td style="text-align: right;">645,900円</td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td style="text-align: right;">616,600円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の議員</td> <td style="text-align: right;">587,200円</td> </tr> </table> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には<u>100分の160</u>、12月に支給する場合には<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、次項に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～12 (略)</p>	議長	889,600円	副議長	753,700円	委員長	645,900円	副委員長	616,600円	上記以外の議員	587,200円
議長	891,300円																				
副議長	755,200円																				
委員長	647,100円																				
副委員長	617,800円																				
上記以外の議員	588,300円																				
議長	889,600円																				
副議長	753,700円																				
委員長	645,900円																				
副委員長	616,600円																				
上記以外の議員	587,200円																				

(参 考)

第2条関係

	議 長	副議長	委員長	副委員長	議 員
現 行	889,600	753,700	645,900	616,600	587,200
改正案	891,300	755,200	647,100	617,800	588,300
差	1,700	1,500	1,200	1,200	1,100

第6条関係

	3月	6月	12月	年間
現 行	25/100	160/100	165/100	350/100
改正案	25/100	165/100	170/100	360/100
差	0	5/100	5/100	10/100